

令和3年（2021年）3月25日

事業者の皆様へ

契約手続きにおける押印の省略について

契約手続きにおいて、契約書等を除き、別記書類への押印を省略することといたしましたのでお知らせします。

記

1 押印不要の書類

- (1) 入札書、見積書、申請書、届出書など

2 押印を省略できない書類

- (1) 契約書、請書、協定書、委任状、委任状が添付された場合の入札書及び見積書、契約書等の使用印鑑届に係る押印及びこれらに付随する割印、契印

3 必要な措置

- (1) 押印が不要な場合でも、当該書類に「担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載してください。また、「担当者」に記載のない入札書、見積書は“無効”の扱いとなりますのでご注意ください。

4 取扱開始日

本件取扱いは、令和3年4月1日以降の案件から運用開始とします。

【問い合わせ先】

富士宮市総務部契約管理課

電話：0544-22-1121

F A X：0544-22-1142

Email：kanzai@city.fujinomiya.lg.jp

1 押印を廃止し、かつ、担当者の氏名及び連絡先の記入が必要ない書類

- ・ 契約保証金の納付に係る保管金提出書における押印
- ・ 契約保証金の返還に係る保管金払渡請求書における押印
- ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）における押印
- ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）における押印

2 押印を廃止しない書類

- ・ 契約書における押印
- ・ 請書における押印
- ・ 協定書における押印
- ・ 委任状における押印
- ・ 委任状提出時の入札書、見積書（以下「入札書等」）における代理人の印鑑
- ・ 建設工事競争入札参加申請総括表における使用印鑑
- ・ 測量・コンサルタント等競争入札参加申請総括表における使用印鑑
- ・ 製造等入札参加資格審査申請書における使用印鑑
- ・ 簡易な修繕等受注者登録申請書における使用印鑑
- ・ 上記書類に関連する割印、契印

3 押印を廃止する代わりに、担当者の氏名及び連絡先の記入が必要な書類

（1）建設工事

- ・ 入札書・見積書
- ・ 入札参加資格確認事前審査申請書
- ・ 入札参加資格確認事後審査申請書
- ・ 入札参加資格審査書類
- ・ 申立書
- ・ 富士宮市公募型指名競争入札参加申請書
- ・ 参加資格喪失の届出
- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・ 電子入札利用届（JV用）
- ・ 紙入札方式参加申請書
- ・ 紙入札方式移行申請書
- ・ 現場代理人の兼務申請書
- ・ 入札辞退届
- ・ 見積辞退届
- ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事：JV）
- ・ 建設工事入札参加資格継承審査申請書
- ・ 入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）
- ・ 中間前払金における認定請求書
- ・ 中間前払金申請書

- ・ 公共工事設計労務単価に係る特例措置による契約金額の変更協議書
 - ・ 課税・免税事業者に関する届出書
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- ・ 入札書・見積書
 - ・ 入札辞退届
 - ・ 見積辞退届
 - ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - ・ 建設関連業務入札参加資格継承審査申請書
 - ・ 入札参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）
 - ・ 公共工事設計労務単価に係る特例措置による契約金額の変更協議書
 - ・ 課税・免税事業者に関する届出書
- (3) 物品・役務提供等
- ・ 入札書・見積書
 - ・ 富士宮市物品購入公募型指名競争入札参加申請書
 - ・ 入札辞退届
 - ・ 見積辞退届
 - ・ 製造等入札参加資格審査申請書等記載事項変更届書
 - ・ 課税・免税事業者に関する届出書
- (4) 簡易な修繕等
- ・ 簡易な修繕等受注者登録事項変更届
 - ・ 簡易な修繕等受注者登録中止・廃止届